

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

第九条第一項中「危機対策幹」の下に「、児童虐待対策幹」を、「主任協同組合検査員」の下に「、家畜衛生幹」を加える。

第十二条第三項第一号中「政策・財務局長」の下に「、行政改革・ICT局長」を、「スポーツ局長」の下に「、環境未来局長」を加える。

別表第一県土整備部建設管理課長の項第二号事務の種類の欄中「証明等」を「証明」に改め、同号委任事務の欄中「又は国土交通大臣に提出した経営規模等評価申請書の内容の確認」を削り、同項第三号事務の種類の欄中「証明等」を「証明」に改め、同号委任事務の欄中「又は国土交通大臣に提出した総合評定値請求書の内容の確認」を削る。

別表第二第三号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄を次のように改める。

重要又は異例な告示をすること。

別表第二第七号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「共催の承認」の下に「（新規の事案又は重要若しくは異例な事案に係るものに限る。）」を加え、「その」を削り、同表第十七号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「類する者」の下に「並びに同法第二十二條の二第一項各号に規定する者」を加える。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「、地域経営局長及び少子化対策局長」を「及び雇用労働局長」に改める。

別表第四総務部の表税務課の項第三号部長専決事項の欄2中「第二十三條第一項」を「第三十五條の二第一項」に改める。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項機関名の欄中「源防災課」を「源

「附則」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項の次に次のように加える。

課 策 対 害 災	一 災害対策基 本法（以下こ の項において 「法」という。） 及び災害対策 基本法施行令 （昭和三十七 年政令第二百 八十八号。以 下この項にお いて「施行令」 という。）の 施行に関する 事務	1 法第二十三条 第一項の規定に 基づき、都道府 県災害対策本部 を設置すること。	1 法第二条第六号の規定に基 づき、指定地方公共機関を指定す ること。
2 法第二十三条 第三項の規定に 基づき、都道府 県災害対策副本 部長、都道府県 災害対策本部員 その他の職員を 任命すること。	2 法第十六条第五項の規定に基 づき、市町村防災会議を設置し ないことについて、市町村に対 し、必要な助言又は勧告をする こと。	3 法第二十三条 第五項の規定に 基づき、都道府 県現地災害対策 本部を設置する こと。	3 法第十七条第一項の規定に基 づき、県相互の間で防災会議の 協議会を設置すること。
4 法第六十条第 六項の規定に基 づき、市町村長 が実施すべき措 置の全部又は一 部を代わって実 施すること。	4 法第三十条第一項及び第二項 の規定に基づき、指定行政機関 及び指定地方行政機関又は他の 地方公共団体の機関の職員の派 遣について内閣総理大臣にあつ せんを求めること。	5 法第七十一条 第一項の規定に 基づき、従事命 令等を発し、又 は施設等を管理 し、使用し、若	7 法第三十三条の規定に基づき、 内閣総理大臣に対し、資料を提 出し、又は交換すること。
	8 法第四十二条第六項の規定に 基づき、市町村地域防災計画に ついて、市町村防災会議に対し、 必要な助言又は勧告をすること。		

<p>しくは収用すること。</p>	<p>9 法第四十四条第三項において準用する法第四十二条第六項の規定に基づき、市町村相互間地域防災計画について、市町村防災会議の協議会に対し、必要な助言又は勧告をすること。</p>
<p>6 法第七十一条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による知事の権限に属する事務を市町村長に執行させること。</p>	<p>10 法第四十七条の規定に基づき、防災に関する必要な組織を整備し、並びに防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めること。</p>
<p>7 法第七十二条第一項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施又は応援について指示すること。</p>	<p>11 法第四十八条の規定に基づき、防災訓練に関し必要な事項を決定すること。</p>
<p>8 法第七十三条第一項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代わつて実施すること。</p>	<p>12 法第五十三条第二項の規定に基づき、災害の状況及び対策措置の概要について内閣総理大臣に報告すること。</p>
<p>9 法第七十四条第一項の規定に基づき、災害応急対策の実施について他の都道府県知事等に対し、応援を求め</p>	<p>13 法第六十条第七項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。</p>
<p>る</p>	<p>14 法第六十一条の二の規定に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等について市町村長に必要な助言をすること。</p>
<p>る</p>	<p>15 法第六十三条第四項において準用する法第六十一条の二の規定に基づき、警戒区域の設定について市町村長に必要な助言をすること。</p>
<p>る</p>	<p>16 法第七十条第三項の規定に基づき、指定公共機関の長等に応急措置の実施を要請し、又は求</p>

<p>10 法第七十四条の二第一項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。</p>	<p>17 法第七十二条第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施又は応援を求めること。</p>
<p>11 法第七十四条の三第一項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に応援することを求めること。</p>	<p>18 法第七十三条第二項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。</p>
<p>12 法第七十四条の三第四項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。</p>	<p>19 法第七十四条の二第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。</p>
<p>13 法第七十五条の規定に基づき、災害時において県の事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に管理又は執行させ</p>	<p>20 法第七十四条の四の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請すること。</p>
<p>13 法第七十五条の規定に基づき、災害時において県の事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に管理又は執行させ</p>	<p>21 法第八十六条の九第三項の規定に基づき、他の都道府県知事と協議する旨を内閣総理大臣に報告すること。</p>
<p>13 法第七十五条の規定に基づき、災害時において県の事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に管理又は執行させ</p>	<p>22 法第八十六条の九第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を協議元都道府県知事に通知すること。</p>
<p>13 法第七十五条の規定に基づき、災害時において県の事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に管理又は執行させ</p>	<p>23 法第八十六条の九第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を都道府県外協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。</p>
<p>13 法第七十五条の規定に基づき、災害時において県の事務又は知事の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託し、当該都道府県知事に管理又は執行させ</p>	<p>24 法第八十六条の九第十二項の規定に基づき、同条第十一項の規定による報告を受けた旨を協</p>

ること。

14 法第八十六条の九第二項又は第八十六条の十一の規定に基づき、被災住民の受入れについて、他の都道府県知事と協議すること。

15 法第八十六条の九第四項の規定に基づき、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議すること。

16 法第八十六条の十第一項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を代わつて実施すること。

17 法第八十六条の十四第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、被災者の運送を行うべきことを指示

議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

25 法第八十六条の九第十三項の規定に基づき、同条第十二項の規定による通知を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。

26 法第八十六条の十第二項の規定に基づき、市町村長の事務の代行の開始又は終了を公示すること。

27 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

28 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十一項の規定に基づき、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めらる旨を協議先都道府県知事等に通知し、並びに公示するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

29 法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十三項の規定に基づき、法第八十六条の十一

<p>二 災害救助法 (昭和二十二年法律第一百零八号。以下この項において「法」という。)</p> <p>及び災害救助法施行令(昭和二十二年政</p>	<p>18 法第八十六条の十六第二項の規定に基づき、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずること。</p> <p>19 法第八十六条の十八第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。</p>	<p>後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十一項の規定による通知を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。</p> <p>30 法第八十六条の十二第一項の規定に基づき、市町村長に助言をすること。</p> <p>31 法第八十六条の十二第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に助言を求めること。</p> <p>32 法第八十六条の十六第一項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めること。</p> <p>33 施行令第二十八条第三項の規定に基づき、災害時において事務を委託し、又はその委託に係る事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止した場合において、公示し、及び総務大臣に届け出ること。</p>
<p>二 災害救助法 (昭和二十二年法律第一百零八号。以下この項において「法」という。)</p> <p>及び災害救助法施行令(昭和二十二年政</p>	<p>1 法第二条の規定に基づき、法の適用について決定すること。</p> <p>2 法第二条の二第三項の規定に基づき、救助実施市の指定について内閣総理大</p>	<p>1 法第二条の三の規定に基づき、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供について、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと。</p> <p>2 法第八条の規定に基づき、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させ</p>

	<p>令第二百二十五号。以下この項において「施行令」という。）の施行に関する事務</p> <p>3 法第七条第一項の規定に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。</p> <p>4 法第九条第一項の規定に基づき、病院等を管理し、土地等を使用し、又は物資の生産等を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</p> <p>5 法第十三条第一項の規定に基づき、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする。</p>	<p>臣に意見を述べること。</p> <p>3 法第十六条の規定に基づき、救助又は応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託すること。</p> <p>4 施行令第三条の規定に基づき、救助の程度、方法及び期間を定めること。</p> <p>5 市町村長の救助状況の報告を受け、受理し、その処置について指示すること。</p>
--	--	--

別表第四環境部の表大気環境課の項第七号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 条例第二十八条の規定に基づき、低燃費車の導入に係る期限及び割合を定めること。

別表第四環境部の表水環境課の項に次の一号を加える。

十三 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の施行に関する事務		埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第九条の二第一項の規定に基づき、浄化槽管理士に対する研修を行う者を指定すること。
---	--	--

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 5 法第三十条の十五第一項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、書面の提出を求めること。
- 6 法第三十条の十五第二項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めること。
- 7 法第三十条の十五第四項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、説明をするよう求めること。
- 8 法第三十条の十五第六項の規定に基づき、報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 9 法第三十条の十五第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等の開設者又は管理者に対し、基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 10 法第三十条の十六第一項の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 11 法第三十条の十六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、法第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 12 法第三十条の十七の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを勧告すること。
- 13 法第三十条の十八の規定に基づき、命令、指示又は勧告に従わなかつた旨

を公表すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中17から25までを削り、26を17とし、27から54までを18から45までとし、同項第二号事務の種類類の欄中「(昭和二十三年法律第二百三十三号)」を削り、同表医療人材課の項に次の一号を加える。

十五 医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		1 法第十六条の二第一項の規定に基づき、臨床研修病院を指定すること。 2 法第十六条の二第四項の規定に基づき、臨床研修病院の指定を取り消すこと。 3 法第十六条の三第三項の規定に基づき、臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めること。 4 法第十六条の四第一項の規定に基づき、臨床研修病院の管理者又は開設者に対し、報告を求め、又は必要な指示をすること。
---	--	---

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三十二条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄2中「第三十二条第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同表疾病対策課の項に次の一号を加える。

十 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第五百号。以下この項において「法」という。）の施行に関する	1 法第十一条第一項の規定に基づき、都道府県循環器病対策推進計画を定めること。 2 法第十一条第四項の規定に基づき、都道府県循環器病対策推進計画を変更すること。	
--	---	--

事務

別表第四保健医療部の表薬務課の項第二号部長専決事項の欄1中「製剤製造業者等」を「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」に改め、同欄2中「製剤製造業者等に係る登録」を「毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録」に改め、同項第五号事務の種類欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号部長専決事項の欄1中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改め、同欄2中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄3中「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料輸入業者、覚醒剤原料取扱業者」を「覚醒剤製造業者又は覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に改める。

別表第四産業労働部の表産業労働政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表産業支援課の項第四号知事決裁事項の欄1中「第四十九条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同欄2中「第四十九条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第四十九条第四項」を「第六十七条第四項」に改め、同欄2中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄3中「第五十条第二項」を「第六十八条第二項」に改め、同欄4中「第五十条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同欄5中「第五十条第六項」を「第六十八条第六項」に改め、同欄6中「第五十一条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同欄7中「第五十一条第三項」を「第六十九条第三項」に改める。

別表第四農林部の表農村整備課の項に次の一号を加える。

<p>三 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十一条第一項前段の規定に基づき、防災工事の全部又は一部を施行し、及び同項後段の規定に基づき、公告すること。</p> <p>2 法第十一条第二項の規定に基づき、防災工事の施行に</p>	<p>1 法第七条第一項及び第三項の規定に基づき、特定農業用ため池として指定し、及びその旨を公示すること。</p> <p>2 法第七条第五項及び同項において準用する同条第三項の規定に基づき、特定農業用ため池としての指定を解除し、及びその旨を公示すること。</p>
--	--	---

要した費用を特定
農業用ため池の所
有者等から徴収す
ること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄2中「第七条第五項（）」の下に「第十条第三項及び」を加え、「又は第十条第三項」を削り、同欄3中「第七条第六項（）」の下に「第十条第三項、」を、「第十九条第三項」の下に「、第十九条の二第三項」を加え、「又は第十条第三項」を削り、同欄中8を9とし、5から7までを6から8までとし、4の次に次のように加える。

5 法第十九条の二第二項（第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法の裁定を国土交通大臣に申請すること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄1中「第七条第四項」の下に「（第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中20を23とし、17から19までを20から22までとし、16を18とし、その次に次のように加える。

19 法第五十四条の二第一項の規定に基づき、共用管理施設の管理に関する費用について、共用管理施設関係道路管理者と協議して分担金額及び分担方法を定めること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄15中「第四十条の五第一項」を「第四十八条の五第二項」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄中14を16とし、7から13までを9から15までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十九条の二第一項の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法について共用管理施設関係道路管理者と協議して定めること。

8 法第十九条の二第二項の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法について裁定すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第二号部長専決事項の欄中「協定」の下に「（費用負担の割合を定め、又は変更するものに限る。）」を加える。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項第八号を次のように改める。

八 卸売市場法（昭和四十六年法律

1 法第十三条第五項の規定に基づき、地方卸売市場の認定をす

<p>第三十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>ること。</p> <p>2 法第十四条において準用する法第六条第三項において準用する法第十三条第五項の規定に基づき、変更の認定をすること。</p> <p>3 法第十四条において準用する法第十一条第一項の規定に基づき、認定を取り消すこと。</p>
---	--	---

別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
 別表第四県土整備部の表建設管理課の項第一号部長専決事項の欄3中「第二十九条第一項第四号」を「第二十九条第一項第五号」に改める。

第四条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
 別表第四農林部の表農産物安全課の項第三号事務の種類欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和二年六月二十一日
- 二 第三条の規定 令和二年十月一日
- 三 第四条の規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日